公共調達審査会活動状況報告書

（部局名）　中央労働委員会事務局

１　開催日　平成２１年１０月３０日（金）

２　委員の氏名及び役職等

委 員 長	荒井和夫	中央労働委員会事務局次長（調整担当）
副委員長	横尾雅良	中央労働委員会事務局総務課議事調整室長
委　　員	尾花　充	中央労働委員会事務局総務課長補佐

３　審査対象期間　平成２１年７月１日～平成２１年９月３０日契約締結分

４　審査契約件数

（１）公共工事

①　競争入札によるもの

・審査対象件数　0 件

・審議件数　0 件

うち、低入札価格調査の対象となったもの　0 件

②　随意契約によるもの

・審査対象件数　1 件

・審議件数　1 件

（２）物品・役務等

①　競争入札によるもの

・審査対象件数　1 件

・審議件数　1 件

うち、契約金額が500万円以上の案件　1 件

うち、参加者が一者しかいないもの　0 件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるもの　0 件

②　随意契約によるもの

・審査対象件数　0 件

・審議件数　0 件

うち、直近の随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの　0 件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかいないもの　0 件

５　審査案件の抽出方法

案件全てを審査対象とした。

６　審査結果

不適切等と判断した件数　0 件

結果内容及び措置状況（**具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。**）

所見なし

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果 （公共工事）

〔競争入札によるもの〕　審査対象期間　平成21年7月1日～平成21年9月30日契約締結分　部局名　中央労働委員会事務局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	備　考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
該当なし。									

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果 （公共工事）

〔随意契約によるもの〕　　審査対象期間　平成２１年７月１日～平成２１年９月３０日契約締結分　　部局名　　中央労働委員会事務局

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	再就職の役員の数（人）	備　考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
労働委員会会館消火栓ポンプ交換工事 東京都港区芝公園１－５－３２ 平成21年9月4日～10月30日 設備工事	支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局 総務課長　中村 俊一 東京都港区芝公園１－５－３２	平成21年9月4日	株式会社政和工業所 神奈川県横浜市鶴見区獅子ヶ谷１－３０－３９	一般競争入札を行ったが、予定価格を下回る者がいなかったことから、予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。	－	2,619,750	－	0		所見なし。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果 （物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕　　審査対象期間　平成２１年７月１日～平成２１年９月３０日契約締結分　　部局名　　中央労働委員会事務局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	備　考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
不当労働行為事件関係命令・裁判例情報検索システムの更改及び運用保守	支出負担行為担当官 中央労働委員会事務局 総務課長　中村 俊一 東京都港区芝公園１－５－３２	平成21年9月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋１－５－２	一般競争入札	－	40,393,500	－		所見なし。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果 （物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕　審査対象期間　平成21年7月1日～平成21年9月30日契約締結分　部局名　中央労働委員会事務局

物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	再就職の役員の数（人）	備　考	公共調達審査会審議結果状況（所見）
該当なし。										